

再婚禁止期間の廃止及び選択的夫婦別氏制度の導入を求める会長声明

6月13日、国会において、婚姻適齢に男女差を設ける民法第731条について、男女ともに婚姻適齢を満18歳に統一する改正法が可決され、成立した。

今回の婚姻適齢に関する法改正については、1996年（平成8年）法制審議会による「民法の一部を改正する法律案要綱」の答申から既に22年が経過し、改正の検討に長期間要したものの、民法における差別的規定の見直しであり、評価できる。

一方、女性にのみ再婚禁止期間を定める民法第733条及び夫婦同氏強制を定める民法第750条については、依然として改正されておらず、早急に見直しが必要である。再婚禁止期間を定める民法第733条については、従来から、同規定の目的は、父性推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争を防止するところにあるとされてきた。しかし、DNA鑑定技術の発達などにより、父子関係の確定が容易になった現在において、もはや同規定の必要性は大きく減退している。そのため、2015年（平成27年）12月16日の最高裁判決を受けて、6か月から100日に再婚禁止期間を短縮する法改正がなされたものの、女性に対してのみ再婚禁止規定を設けることは、女性に対する不合理な差別であるばかりでなく、早期の婚姻を望む男女の婚姻の自由を侵害するものである。父性推定の重複回避の必要性のない女性においては、再婚禁止規定を設けること自体合理性がない。

また、夫婦同氏強制を定める民法第750条については、わが国でも1996年（平成8年）法制審議会が答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」において、選択的夫婦別氏制度の導入が提言され、民法改正の準備がなされたものの、「家族の一体感の醸成」を損なうなどの意見により、改正は見送られ、現在に至るまで夫婦同氏強制制度は維持されたままとなっていた。しかし、夫婦同氏の強制は、人格権の一部をなす氏名権を侵害するものであり、かつ、法律婚を選択した夫婦のうち約96%が夫の氏を選択している現状からすれば、実質的に平等権をも侵害するものでもあり、憲法第13条及び同第24条が保障する個人の尊厳、同第24条及び同第13条が保障する婚姻の自由、同第14条及び同第24条が保障する平等権を侵害する。昨今広がっている婚姻前の氏の通称使用は、夫婦同氏の強制による不利益を緩和するものではなく、むしろ夫婦同氏の強制によって社会生活上支障が生じていることの現れなのであり、通称使用の拡大により憲法違反の状況が免責されてよいものではない。

国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し繰り返し改正を勧告しており、女性差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府の第7回及び第8回報告書に対する総括所見（2016年（平成28年）3月7日）の中でも、「女性が婚姻前の姓を使用し続けられるよう婚姻したカップルの氏を選択に関する規定を改定すること。さらに離婚後女性に対するいかなる再婚禁止期間も廃止すること」を改めて勧告しており、早急に見直しが必要である。

当会は、これまで、2010年（平成22年）4月22日付け「民法（家族法）改正の早期実現を求める会長声明」を発出し、2015年（平成27年）5月27日定期総会において「民法（家族法）の差別的規定の早期改正を求める決議」を採択するなど、両規定の改正を求めてきた。

当会は、引き続き、国に対し、民法第733条を更に改正し再婚禁止期間の廃止を求めるとともに、民法第750条を改正し選択的夫婦別氏制度を導入することを求める。

2018年（平成30年）6月28日

福岡県弁護士会

会長 上 田 英 友